

定 例 公 安 委 員 会

日 時：平成30年5月10日 9時00分～12時30分

出席委員：立花委員長・佐伯委員・後藤委員・柘植委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	平成30年度愛知県警察官（A）第1回及び愛知県警察官（B）第1回採用候補者試験の受験申込結果	警務部	本 部 長 総 務 部 長
2	第62回二府二県警察柔道及び剣道大会への出場		
3	春の行楽期における雑踏警備の実施結果	地域部	警 務 部 長 生活安全部長
4	報告 刑法犯・重要窃盗犯の認知・検挙状況（平成30年4月末） 主要事件の検挙	刑事部	地 域 部 長 刑 事 部 長
5			
6	交通事故発生状況（平成30年4月末）	交通部	交 通 部 長 警 備 部 長
7	主要事件の検挙	警備部	名古屋市警察部長 情報通信部長
8	警衛警備の実施		

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	決裁 公安委員会宛文書等の受理（14件）	総務部	公安委員会執務官
2	決定 自己情報開示請求に係る決定		
3	決裁 激励の上申（2件）		
4	決裁 警察署協議会委員の辞職及び委嘱		
5	裁定 犯罪被害者等給付金支給裁定（2件）	警務部	住 民 サ ー ビ ス 課 長
6	決裁 犯罪被害者等給付金支給裁定に係る審査請求に対する国家公安委員会への弁明書の提出		
7	決裁 苦情の調査結果		
8	報告 監察案件		首 席 監 察 官
9	決裁 執行停止申立事件の決定及び即時抗告の申立て		訟 務 官
10	決裁 行政訴訟の発生及び応訴		
11	裁決 運転者区分決定に対する審査請求（2件）		
12	裁決 放置違反金納付命令に対する審査請求		
13	決定 聴聞等の実施結果・決定 83件	総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 警務部

ア 平成30年度愛知県警察官（A）第1回及び愛知県警察官（B）第1回採用候補者試験の受験申込結果

警務部長から、平成30年度愛知県警察官（A）第1回及び愛知県警察官（B）第1回採用候補者試験の受験申込結果について、

「警察官（A）第1回及び警察官（B）第1回採用候補者試験の受験申込者数は、採用予定者数約290人に対して、2,236人の受験申込みがあった」

旨の報告があった。

委員から、

「良い人材を確保し、欠員を解消することも県警の大きな課題の一つである。引き続き努力していただきたい」

旨の発言があった。

イ 第62回二府二県警察柔道及び剣道大会への出場

警務部長から、

「第62回二府二県警察柔道及び剣道大会が、5月16日（水）、京都府亀岡運動公園体育館において開催され、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県の二府二県警察が団体リーグ戦を行う」

旨の報告があった。

(2) 地域部

春の行楽期における雑踏警備の実施結果

地域部長から、春の行楽期における雑踏警備の実施結果について、

「4月28日（土）から5月6日（日）まで9日間、主な祭礼・行楽地等

で、延べ約75万5,000人の人出があり、延べ538人の警察官が雑踏警備に当たった結果、雑踏事故の発生もなく無事終了した」旨の報告があった。

(3) 刑事部

ア 刑法犯・重要窃盗犯の認知・検挙状況（平成30年4月末）

刑事部長から、平成30年4月末の刑法犯・重要窃盗犯の認知・検挙状況（前年同期との比較）について、

「 刑法犯の認知件数は17,345件で、3,343件減少した
刑法犯の検挙件数は6,379件で、1,434件減少した
刑法犯の検挙率は36.8パーセントで、1.0ポイント下降した
刑法犯の検挙人員は4,348人で、313人減少した
重要窃盗犯の認知件数は2,113件で、683件減少した
重要窃盗犯の検挙件数は1,182件で、434件減少した
重要窃盗犯の検挙率は55.9パーセントで、1.9ポイント下降した
重要窃盗犯の検挙人員は184人で、24人減少した」

旨の報告があった。

委員から、

「住宅対象侵入盗を更に減少させるため、県民に対しては『施錠の徹底』、『現金を置かない』など防犯に資する広報を徹底してほしい」旨の発言があった。

イ 主要事件の検挙

刑事部長から、

○ 名古屋市中区在住の男性被害にかかる死体損壊等事件の検挙について報告があった。

(4) 交通部

交通事故発生状況（平成30年4月末）

交通部長から、平成30年4月末の交通事故発生状況について、
「交通事故死者数は、4月中20人で前年同月に比べ9人増加した。

4月中の交通死亡事故の主な特徴としては、

若者・一般成人の死者が増加

二輪車の死者が増加

週末（金曜日から日曜日）に多発

- 交差点内で多発
- 西三河ブロックで多発

である。

5月中の主な取組は、

自転車利用者に対する安全指導の強化月間（1日（火）から31日（木））

二輪車対策の強化

東三河ブロックにおける交通事故抑止対策

交通街頭活動の強化

である」

旨の報告があった。

委員から、

「県民の交通安全意識を高めるために、あらゆる手立てを講じていただきたい」

旨の発言があった。

(5) 警備部

ア 主要事件の検挙

警備部長から、

政治団体幹部による詐欺事件の検挙概要
について報告があった。

イ 警衛警備の実施

警備部長から、

警衛警備の実施
について報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（14件）

公安委員会執務官から、
5月2日までに届いた公安委員会宛の文書等14件
について報告があり、公安委員会は、「交通事故捜査に関する申出」を警察
法第79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨
決裁した。

(2) 自己情報開示請求に係る決定

公安委員会執務官から、
公安委員会宛の自己情報開示請求に係る決定案
について説明があり、原案どおり決定した。

(3) 激励の上申（2件）

公安委員会執務官から、
○ 名古屋市中区在住の男性被害にかかる死体損壊等事件捜査本部
○ 皇太子殿下の行啓に伴う警衛事務室
に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

(4) 警察署協議会委員の辞職及び委嘱

公安委員会執務官から、
警察署協議会委員の辞職及び委嘱
について説明があり、警察署協議会委員1人の辞職及び後任者1人の委嘱に
ついて決裁した。

(5) 犯罪被害者等給付金支給裁定（2件）

住民サービス課長から、
 傷害給付金支給裁定　1件
 障害給付金支給裁定　1件
について説明があり、いずれも原案どおり裁定した。

(6) 犯罪被害者等給付金支給裁定に係る審査請求に対する国家公安委員会への
 弁明書の提出

住民サービス課長から、
 「平成29年12月22日に行った遺族給付金支給裁定について、当該給付金
 申請者が国家公安委員会に対して行った審査請求に対して、国家公安委員
 会へ弁明書等を提出する」
旨の報告及び弁明書案等の提示があり、原案どおり決裁した。

(7) 苦情の調査結果

住民サービス課長等から、
 公安委員会宛の「事案対応時の言動に対する苦情」について、調査結果
 の報告及び申出者に対する通知文案の提示と説明
があり、原案どおり決裁した。

(8) 監察案件

首席監察官から、
 監察案件
について報告があった。

(9) 執行停止申立事件の決定及び即時抗告の申立て

訟務官から、

運転免許取消処分に係る執行停止申立事件の決定概要及び即時抗告の申立てに対する応訴方針等について説明があり、決裁した。

(10) 行政訴訟の発生及び応訴

訟務官から、
運転免許取消処分取消請求事件の概要及び今後の応訴方針等について説明があり、決裁した。

(11) 運転者区分決定に対する審査請求（2件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求2件について、請求内容の説明及び「裁決書案」の提示と説明があり、審議し、いずれも原案どおり裁決した。

(12) 放置違反金納付命令に対する審査請求

訟務官から、放置違反金納付命令に対する審査請求について、請求内容の説明及び「裁決書案」の提示と説明があり、審議し、原案どおり裁決した。

(13) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、
運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 79件
風俗営業等の停止処分に関する聴聞結果 3件
○ 迷惑行為防止条例の再発防止命令に関する聴聞結果 1件
について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：平成30年5月17日 9時00分～12時50分

出席委員：立花委員長・佐伯委員・入谷委員・柘植委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	5月臨時県議会警察委員会の開催（案）	総務部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長 生活安全部長 地 域 部 長 刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長 名古屋市警察部長 情報通信部長
2	主要事件の検挙	生活安全部	
3	警察犬による行方不明者発見活動	刑事部	
4	警衛警備の実施	警備部	
5	行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（平成30年4月中）		
6	平成30年1月～3月機動警察通信隊活動状況	情報通信部	

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理	総務部	公安委員会執務官
2 決裁	警察署協議会委員の辞職及び委嘱		
3 報告	愛知県監査委員事務局による随時監査の結果		監 査 官
4 決裁	苦情の調査結果（2件）	警務部	住 民 サ ー ビ ス 課 長
5 報告	監察案件		首 席 監 察 官
6 報告	即時抗告事件の終了		訟 務 官
7 報告	行政訴訟の発生及び応訴		
8 裁決	運転者区分決定に対する審査請求（2件）	生活安全部	子 ども 女 性 安 全 対 策 課 長
9 報告	ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施		
10 決裁	暴対法に基づく再発防止命令の発出に係る意見聴取の実施	刑事部	組 織 犯 罪 対 策 課 長
11 決定	聴聞等の実施結果・決定 69件	総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 総務部

5月臨時県議会警察委員会の開催（案）

総務部長から、
5月25日（金）開催の臨時県議会本会議休憩時に開催される警察委員会への付託議案
について報告があった。

(2) 生活安全部

主要事件の検挙

生活安全部長から、
風営適正化法違反（無許可営業）事件の検挙概要
について報告があった。

(3) 刑事部

警察犬による行方不明者発見活動

刑事部長から、
4月に発生した行方不明事案における警察犬の活動概要等
について報告があった。

委員から、
「今後の活躍も期待している」
旨の発言があった。

(4) 警備部

ア 警衛警備の実施

警備部長から、
警衛警備の実施
について報告があった。

イ 行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（平成30年4月中）

警備部長から、4月中の行進又は集団示威運動に関する条例の取扱状況
について、
「22件の許可申請を受理し、全て許可した」
旨の報告があった。

(5) 情報通信部

平成30年1月～3月機動警察通信隊活動状況

情報通信部長から、
平成30年1月から3月における機動警察通信隊の活動状況
について報告があった。

(6) その他

委員から、過日視察した警察署協議会について、
「協議会委員は一般人の目線で非常にしっかり協議を行っており、大変
意義のあるものだと感じた。答申に対しては、ぜひ誠実に取り組んでいた
だきたい」
旨の発言があった。

また、委員から、自転車の安全利用に関して、
「道路交通法で禁止されている行為を行うと罰金が科される場合もある

などという事は、意外に世間には周知されていない。従来どおりの啓発方法にとらわれず、今以上に広く周知させられるよう努めていただきたい」旨の発言があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理

公安委員会執務官から、
5月11日までに届いた公安委員会宛の文書等1件
について報告があり、決裁した。

(2) 警察署協議会委員の辞職及び委嘱

公安委員会執務官から、
警察署協議会委員の辞職及び委嘱
について説明があり、警察署協議会委員1人の辞職及び後任者1人の委嘱
について決裁した。

(3) 愛知県監査委員事務局による随時監査の結果

監査官から、
1月31日（水）に受監した愛知県監査委員事務局による随時監査の結果
について報告があった。

(4) 苦情の調査結果（2件）

住民サービス課長等から、
公安委員会宛の「電話対応に関する苦情」及び「犯罪捜査等に対する苦情」の2件について、調査結果の報告及び申出者に対する通知文案の提示
と説明
があり、1件は原案どおり、1件は一部修正の上、決裁した。

(5) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(6) 即時抗告事件の終了

訟務官から、
免許取消処分執行停止申立却下決定に対する即時抗告事件の終了
について報告があった。

(7) 行政訴訟の発生及び応訴

訟務官から、
行政文書不開示処分取消請求事件の概要及び今後の応訴方針等
について報告があった。

(8) 運転者区分決定に対する審査請求（2件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求2件について、
請求内容の説明及び「裁決書案」の提示と説明
があり、審議し、いずれも原案どおり裁決した。

(9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施

子ども女性安全対策課長から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に
基づく警告等の実施について、
「平成30年4月中は、待ち伏せ、連続電話、汚物等の送付、名誉を害す
る事項の告知等を理由に41件の警告を実施した。

禁止命令は実施しなかった」
旨の報告があった。

委員から、
「行為者が少年の場合は、家庭裁判所等ともよく意思疎通を図って対応
していただきたい」
旨の発言があった。

(10) 暴対法に基づく再発防止命令の発出に係る意見聴取の実施

組織犯罪対策課長から、
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の4第1項の
規定による暴力的要求行為に係る再発防止命令の発出に係る意見聴取を実
施する」
旨の説明があり、決裁した。

(11) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、
運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 65件
風俗営業等の停止処分に関する聴聞結果 4件
について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：平成30年5月24日 9時30分～12時45分

出席委員：立花委員長・入谷委員・後藤委員・柘植委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	コノハけいぶ及びコノハけいぶファミリーを使用した 広報漫画の制作	総務部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長 生活安全部長 地 域 部 長 刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長 名古屋警察部長 情報通信部長
2	6月の行事予定	警務部	
3	子供を犯罪被害から守るための先制・予防的活動の実 施状況	生活安全部	
4	主要事件の検挙	刑事部	
5	高速道路における「あおり運転」等に対する一斉指導 取締り及び広報啓発活動の実施	交通部	
6	鉄道事業者とのテロ対処訓練の実施	警備部	

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	決裁 公安委員会宛文書等の受理	総務部	公安委員会執務官
2	決裁 激励の上申		
3	決裁 警察署協議会委員の辞職及び委嘱		
4	報告 落とし物コールセンターの運用状況		監 査 官
5	報告 外部通報の受理	警務部	住民サービス課長
6	決裁 苦情の調査結果（3件）		
7	報告 監察案件		
8	裁決 運転免許停止処分に対する審査請求		
9	裁決 放置違反金納付命令に対する審査請求		
10	決裁 ぼったくり防止条例の勧告違反による公表	生活安全部	保 安 課 長
11	報告 警察職員の派遣	警備部	公安第三課長
12	決定 聴聞等の実施結果・決定 54件	総務部	首席聴聞官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 総務部

コノハけいぶ及びコノハけいぶファミリーを使用した広報漫画の制作

総務部長から、

「警察広報は、テレビ・ラジオ・新聞などのほかインターネット媒体を活用するなど、多角的に展開しているが、今回、新たに4コマ漫画を制作し、分かりやすい、幅広い世代に受け入れられる警察広報を推進する」旨の報告があった。

委員から、

「同様の広報を行っている他県でも評判は良いとのことなので、ぜひ当県も積極的に活用し、大きな効果につなげていただきたい」旨の発言があった。

(2) 警務部

6月の行事予定

警務部長から

6月の行事予定
について報告があった。

(3) 生活安全部

子供を犯罪被害から守るための先制・予防的活動の実施状況

生活安全部長から、

子供を犯罪被害から守るための先制・予防的活動の実施状況
について報告があった。

委員から、
「関係所属等の情報共有を徹底し、しっかり取り組んでいただきたい」
旨の発言があった。

(4) 刑事部

主要事件の検挙

刑事部長から、

- 名古屋市中区地内インターネットカフェにおける男性被害殺人事件の検挙概要
- 名鉄三河知立駅における男性被害殺人事件の検挙概要
- 名古屋市中区在住の男性被害にかかる逮捕監禁致傷事件の検挙概要
- アパート1階を対象に連続犯行する空き巣被疑者の検挙概要
- 鑑定留置中の被疑者逃走事件の発生・検挙概要

について報告があった。

委員から、インターネットカフェにおける殺人事件について、
「被害者遺族に対する支援にも十分配慮していただきたい」
旨の発言があった。

また、委員から、鑑定留置中の被疑者逃走事件について、
「迅速な対応で早期に解決していただき、非常に頼もしく思う」
旨の発言があった。

(5) 交通部

高速道路における「あおり運転」等に対する一斉指導取締り及び広報啓発活動の実施

交通部長から、

「6月1日（金）から7日（木）までの1週間、「あおり運転」等の悪質・危険な運転行為の更なる抑止を図るため、全国一斉の指導取締り及び

広報啓発活動を実施する」
旨の発言があった。

委員から、
「悪質なドライバーは徹底して取り締まっていきたい」
旨の発言があった。

(6) 警備部

鉄道事業者とのテロ対処訓練の実施

警備部長から、
「ラグビーワールドカップ2019日本大会及びG20サミット外務大臣会合の開催を控え、テロの対象となり得るソフトターゲットである公共交通機関において、5月29日（火）及び31日（木）に、関係機関との合同によるテロ対処訓練を実施することにより、有事における初動措置要領の確認、関係機関との連携強化等、総合的なテロ対処能力の向上を図る」
旨の報告があった。

委員から、
「今後、大型行事が続くので、しっかりと取り組んでいきたい」
旨の発言があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理

公安委員会執務官から、
5月18日までに届いた公安委員会宛の文書1件
について報告があり、公安委員会は、「告訴の受理に関する申出」を警察法第79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 激励の上申

公安委員会執務官から、
錦三地区における風俗グループによる風営法違反事件合同捜査本部
に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

(3) 警察署協議会委員の辞職及び委嘱

公安委員会執務官から、
警察署協議会委員の辞職及び委嘱
について説明があり、警察署協議会委員 1 人の辞職及び後任者 1 人の委嘱に
ついて決裁した。

(4) 落とし物コールセンターの運用状況

監査官から、
警察署会計課の業務負担及び一般市民の利便性の向上を図るために警察
本部会計課に設置した「落とし物コールセンター」の運用状況
について報告があった。

(5) 外部通報の受理

住民サービス課長から、
外部通報の受理
について報告があった。

(6) 苦情の調査結果（3件）

住民サービス課長等から、
公安委員会宛の「電話対応等に関する苦情」、「交通取締りに関する苦
情」及び「警察官の対応に関する苦情」の 3 件について、調査結果の報告
及び申出者に対する通知文案の提示と説明

があり、いずれも原案どおり決裁した。

(7) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(8) 運転免許停止処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許停止処分に対する審査請求について、
請求内容の説明及び「裁決書案」の提示と説明
があり、原案どおり裁決した。

(9) 放置違反金納付命令に対する審査請求

訟務官から、放置違反金納付命令に対する審査請求について、
請求内容の説明及び「裁決書案」の提示と説明
があり、原案どおり裁決した。

(10) ぼったくり防止条例の勧告違反による公表

保安課長から、
「酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に
関する条例第15条第1項に基づく勧告に違反した者について、同条例第
15条第2項に基づき、勧告に違反した旨及び当該勧告の内容を公表する」
旨の説明があり、決裁した。

(11) 警察職員の援助派遣

公安第三課長から、

「福島県公安委員会から、本県公安委員会に対し、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求があり、警察職員を派遣する」旨の報告があった。

(10) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果	50件
風俗営業等の停止処分に関する聴聞結果	4件

について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：平成30年5月31日 10時00分～13時00分

出席委員：立花委員長・佐伯委員・入谷委員・後藤委員・柘植委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	所管事項説明会の開催	総務部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長
2	被疑者及び被告人に対する国選弁護制度の対象事件の事務取扱要領の制定（通達甲）		
3	第62回愛知県警察剣道大会の実施	警務部	生活安全部長 地 域 部 長
4	痴漢撲滅キャンペーンの開催	地域部	
5	愛知県警察捜査指揮規程の一部改正	刑事部	刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長 名古屋市警察部長 情報通信部長
6	主要事件の検挙		

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（3件）	総務部	公安委員会執務官
2 決定	自己情報開示請求に係る決定		
3 決裁	犯罪被害者等給付金支給裁定に係る審査請求に対する国家公安委員会への弁明書等の提出	警務部	住 民 サ ー ビ ス 課 長
4 決裁	苦情の調査結果（3件）		
5 報告	監察案件		
6 裁決	運転者区分決定に対する審査請求（2件）		首 席 監 察 官
7 決裁	愛知県暴力団排除条例による勧告	刑事部	組 織 犯 罪 対 策 課 長
8 決裁	大型自動二輪車免許教習に係る公安委員会の指定	交通部	運 転 免 許 課 長
9 決定	聴聞等の実施結果・決定 57件	総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 総務部

ア 所管事項説明会の開催

総務部長から、

「6月13日(水)午後1時から、愛知県議会議事堂において、所管事項説明会が開催される」

旨の報告があった。

イ 被疑者及び被告人に対する国選弁護制度の対象事件の事務取扱要領の制定(通達甲)

総務部長から、被疑者及び被告人に対する国選弁護制度の対象事件の事務取扱要領の制定について、

「平成28年6月3日に交付された『刑事訴訟法等の一部を改正する法律』に基づき、本年6月1日付けで被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されることに伴い、国選弁護制度の運用に関し、書面の作成援助、裁判所及び弁護士への取次ぎ等に当たり、留置部門が行う事務取扱要領を新たに制定する」

旨の報告があった。

(2) 警務部

第62回愛知県警察剣道大会の実施

警務部長から、標記大会について、

「6月1日(金)午前9時15分から愛知県武道館において実施する」

旨の報告があった。

(3) 地域部

痴漢撲滅キャンペーンの開催

地域部長から、

「6月6日(水)午後3時から、JR名古屋駅において、鉄道施設内ちかん被害者支援連絡協議会の会員と連携し、列車内における痴漢の撲滅と被害者支援を図り、鉄道施設における安心・安全な環境を確保するため、『痴漢撲滅キャンペーン』を実施する」

旨の報告があった。

委員から、

「被害者が泣き寝入りすることのないよう、各種活動をしっかりと推進していただきたい」

旨の発言があった。

(4) 刑事部

ア 愛知県警察捜査指揮規程の一部改正

刑事部長から、愛知県警察捜査指揮規程の一部改正について、

「平成28年6月3日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が公布され、本年6月1日に合意制度に関する規定が施行されることに伴い、愛知県警察捜査指揮規程に定める本部長指揮事件及び指揮事項を整備する」

旨の報告があった。

イ 主要事件の検挙

刑事部長から、

高級住宅等を対象とした組織的空き巣事件の検挙概要
ベトナム人グループによる広域連続窃盗事件の検挙概要

について報告があった。

委員から、

「被疑者を割り出すまで大変だったと思うが、見事な検挙である」旨の発言があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（3件）

公安委員会執務官から、

5月25日までに届いた公安委員会宛の文書等3件について報告があり、公安委員会は、「犯罪捜査に関する申出」及び「交通取締りに対する申出」の2件を警察法第79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 自己情報開示請求に係る決定

公安委員会執務官から、

公安委員会宛の自己情報開示請求に係る決定案について説明があり、原案どおり決定した。

(3) 犯罪被害者等給付金支給裁定に係る審査請求に対する国家公安委員会への弁明書等の提出

住民サービス課長から、

「平成30年1月12日に行った遺族給付金支給裁定について、当該給付金申請者が国家公安委員会に対して行った審査請求に対して、国家公安委員会へ弁明書等を提出する」旨の報告及び弁明書案等の提示があり、原案どおり決裁した。

(4) 苦情の調査結果（3件）

住民サービス課長等から、

公安委員会宛の「交通取締り等に関する苦情」、「交通取締りに関する

苦情」及び「事案対応に関する苦情」の3件について、調査結果の報告及び申出者に対する通知文案の提示と説明があり、2件については原案どおり決裁し、1件については再検討を指示した。

(5) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(6) 運転者区分決定に対する審査請求（2件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求2件について、請求内容の説明及び「裁決書案」の提示と説明があり、いずれも原案どおり裁決した。

(7) 愛知県暴力団排除条例による勧告

組織犯罪対策課長から、
「愛知県暴力団排除条例第25条の規定により、勧告を実施する」
旨の説明があり、決裁した。

(8) 大型自動二輪車免許教習に係る公安委員会の指定

運転免許課長から、
「道路交通法第99条に基づく指定自動車教習所に対して、新たに大型自動二輪車免許に係る公安委員会の指定を申請する」
旨の説明があり、決裁した。

(9) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、
 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 57件
 再発防止命令に係る意見聴取結果 1件
について報告があり、行政処分を決定した。